

# 記入例

様式第2号(第9条関)

雇用対策法第27条第

一の事業所において、「1ヶ月以内の期間」に次のイからハを除いて自己の都合又は自己の責めに帰すべき理由によらないで離職する者(天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能になったことにより離職する者を除く。)の数が30人以上となった場合に届出が必要。

イ 日々又は6ヶ月以内の期間を定めて雇用されている者

ロ 試の使用期間中の者(14日以内)

ハ 常時勤務に服することを要しない者

具体的離職理由としては、解雇・事業主都合による退職・定年・契約期間満了が該当します。

平成26年 3月31日

事業主

住

所

高齢活用商事 株式会社

氏

名

代表取締役社長

労働 太郎

印

最後の離職が生ずる日の少なくとも1ヶ月前までに届出

事業主が法人である場合は、主たる事務所の所在地、法人の名称及び代表者の氏名を記入すること。氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかにより記入すること。

一宮 公共職業安定所長 殿

①下記の離職に係る事業所	①名称	高齢活用商事(株) 一宮支店	①事業の種類	食料品の輸入・販売	②下記の離職が生じる年月日又は期間	26年 4月 1日から
	②所在地	一宮市八幡 4-8-7		②従業員の数		46人
③雇用形態	年齢	④離職者数	⑤職種	年齢	⑥離職者数	
計		20人 うち雇用保険被保険者数 20人	販売員		12人	
	45歳以上 60歳未満	7人		45歳以上 60歳未満	4人	
うち 正規職員		10人 うち雇用保険被保険者数 10人	営業	営業	4人	
				45歳以上 60歳未満	1人	
うち パート・アルバイト・ 契約社員・嘱託・期間工等		5人 うち雇用保険被保険者数 5人	事務	事務	4人	
				45歳以上 60歳未満	2人	
うち 派遣労働者		5人 うち雇用保険被保険者数 5人				
				45歳以上 60歳未満		
⑦再就職の援助のための措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>取引先企業や関係会社へのあっせん</li> <li>再就職相談室の設置</li> <li>取引先企業や公共職業安定所、産業雇用安定センターの求人情報の提供</li> </ul> <p>再就職担当責任者の配置、再就職相談及び再就職あっせんの方法、公共職業安定所の行う職業紹介等を受けることについての便宜の供与、再就職相談窓口の設置等による求人開拓、職業訓練の実施の方法等の事業所の体制及び実施したもの、実施予定のものを具体的に記載する。</p>					
⑧再就職先の確保の状況	1 事業所		3人			

## 罰則について

大量離職の届出をせず、または偽りの届出をした者については、雇用対策法第38条の則により、30万円以下の罰金に処することとされている。